

論文の内容の要旨

論文題目 : FROM SULTAN' S FAVORS TO INSTRUMENTS OF EUROPEAN EXPANSION

Transformation of Ottoman Capitulations toward the Age of Free Trade

スルタンの「恩恵」から近代西欧拡大の「道具」へ

オスマン帝国のカピチュレーションの変容過程と自由貿易

氏名 : Masako MATSUI 松井真子

19 世紀半ば、英国に牽引される形で自由貿易条約網が世界大にはりめぐらされた。この条約網に基づいた自由貿易体制は、対等なヨーロッパ諸国間の相互的な条約体制と、ヨーロッパ諸国のみに特権を認める非ヨーロッパ諸国との間の不平等な条約体制との二重構造であった。後者は、植民地支配と並び、西欧近代システムの国際秩序による非ヨーロッパ諸地域秩序の包摂過程を象徴している。従来、近代西欧の拡大過程は、西欧近代システムが他地域の既存システムを瓦解させ、取って代わったと叙述されてきた。しかし、非ヨーロッパ世界の諸既存システムの研究が進展するにつれ、近代西欧の拡大は、諸地域体系の破壊の上ではなく、むしろ既存の諸地域秩序に依存しなければ開始できず、諸地域システムの変容の上こそ達成された、という側面が強調されている。本研究は、19 世紀以前の世界において、勃興しつつあった近代西欧に隣接し、輻輳する関係を構築していたオスマン帝国に焦点をあて、近代西欧の拡大過程を通商秩序変容の側面から再検討することを目的としている。また東アジア地域システムと近代西欧との関係を比較検討することにより、異なる諸地域の包摂過程をオスマン帝国の事例と対照させつつ描き、19 世紀自由貿易条約網の構築を軸に東アジア地域研究との架橋を試みるものである。

19 世紀以前の世界には複数の地域システムが併存し、ヨーロッパはその一つに過ぎないという歴史の捉え方自体は、すでに多くの研究にみられる。諸地域システムは独自の秩序体系を保持

したが、多くの場合他の地域システムと相互的な交流を持っていた。こうした見方は、国際社会の成立を諸国際システムの包摂過程と分析して Bull & Watson ら英国学派の研究、資本主義体制の成立を軸とした Braudel の世界経済論や Wallerstein の世界システム論、文明間の国際法に焦点をあてた大沼の研究などに代表される。これら包括的研究と並行して、諸地域の個別研究が進展した。浜下や杉原らは、固有の秩序が確立していた東アジアにおいては、西欧近代の拡大は既存の秩序体系に依拠していた点を明らかにした。本研究は、地域システムを分析枠組をしつつ、異なる地域システム間の関係を律する規範に着目し、その変容についてオスマン帝国とヨーロッパとの歴史的関係を議論の対象とした。英・仏・トルコ各公文書館所蔵の一次資料の実証的な分析に依拠し、他の地域システムとの比較を通じて、近代ヨーロッパの拡大過程の再検討をおこなった。

第1章では、地域システムなる分析枠組を先行研究に基づき検討し、中国・南アジア・東南アジアの事例を概観し、各地域における対外関係構築の特色を分析した。東アジアの清朝では、中華システムの一部である朝貢体制がヨーロッパ世界との対等な関係を認めなかったため、広東貿易を通じてのみ通商が可能であったが、南アジア・東南アジア地域では、一種の「条約」関係がヨーロッパ所属との間に成立していた。オスマン帝国とヨーロッパとの「条約」関係も含め、19世紀以前の「条約」関係は、非ヨーロッパ地域の秩序に根差したものであり、これらの諸「条約」が自由な通商活動を保障することにより、ヨーロッパ商人の活動も可能となった。すなわち、条約関係が自由な貿易は近代ヨーロッパの専売特許ではなく、むしろヨーロッパの重商主義に比してはるかに開放的な体制が、非ヨーロッパ地域に存在していたのである。

第2章では、オスマン帝国の地域通商秩序を、その歴史的な起源をたどりつつ叙述した。オスマン帝国のスルタンがヨーロッパ諸国との関係を律するためにヨーロッパの諸君主に恩恵的に与えたものがカピチュレーション（居留・通商特許）である。カピチュレーション体制は、イスラームの国際秩序観および地中海を媒介した4つの文化圏（ラテン・カトリック文化圏、ビザンツ・東方キリスト教文化圏、アラブ・イスラーム文化圏、トルコ・イスラーム文化圏）の交流を背景として成立した。この二つの基盤を明らかにした上で、オスマン帝国が発布した「条約の書（アフドナーメ）」を中心にその対外関係を検討した。カピチュレーションは講和条約とともに「条約の書」を構成し、帝国の対外関係を律した。従来帝国の対外関係は、専ら西欧の友好国（英・仏・蘭）に対するカピチュレーションに基づき、イスラーム世界の絶対優位に裏打ちされたオスマン君主の優越的立場からの恩恵の一方的付与、という点が強調されてきた。確かにオスマン優位の不対等な対外関係は、オスマン地域秩序の顕著な特徴であるが、敵対国（ハンガリー、ハプスブルク、ロシア、ポーランドなど）に対する講和条約は、停戦という性格上、より相互的な要素が強かった。講和条約にはしばしば通商条項が含まれ、しかも互恵的な場合が多かった。近年中東欧やロシアとの対外関係研究が進展し、オスマン外交を多角的に分析することが可能となった。こうした互恵的相互関係は、18世紀に敵対国を含む多くのヨーロッパ諸国にカピチュレー

ションの特権が通商条約の形で与えられていく過程の基盤として重要である。

第3章では、カピチュレーションの諸特権が、近代条約に類似した形式の通商条約として英・仏・蘭以外の諸国に普及した過程を分析した。さらに、カピチュレーション体制の拡大と軌を一にしてその過程が進行したことを明らかにする。ヨーロッパ諸国がカピチュレーションを自国に都合のよい形で再解釈する過程が深化したが、その変化は18世紀後半、特にロシアが露土戦争終結の1774年のキュチュク・カイナルジャ条約により、従来西欧諸国に認められていたカピチュレーションの諸特権を獲得したことを契機に、一気に加速した。諸特権の濫用は、とりわけ二つの側面に顕著に表れた。第一にヨーロッパ諸国によるオスマン臣民の保護問題であり、第二に関税や非関税障壁の低減・一元化・撤廃要求である。後者については、オスマン帝国が通商規制を同時期に強化した要因、即ち相次ぐ敗戦、軍隊再編、改革運動による財政危機を分析した。

第4章ではオスマン帝国の関税政策について、通商政策の3つの柱を概観した上で分析した。3%という低関税率をヨーロッパ商人に認め、輸出を規制、輸入を自由放任としていた背景には、ヨーロッパの重商主義とも19世紀の自由貿易とも異なる、帝国内供給を優先させるオスマン側の政策があった。この供給優先主義が関税政策を含む通商政策に反映された。カピチュレーションで規定された3%の関税率に対し、産物毎に時価から関税価格を算定した関税表の発行は、体內的には税関毎に実施されていた。関税表が諸外国との間で定期的な交渉を経て発効されるようになったのは、1774年条約に基づき締結された1783年の対ロシア通商条約の交渉過程を契機とする。これは実はオスマン帝国の関税自主権の喪失の一段階であった。さらにオスマン帝国の内国交易へのヨーロッパ商人の参入問題、内国税を課した上での参入の認可について分析した。

第5章では、19世紀の自由貿易条約にむけ英国が特に撤廃を求めたオスマン帝国の専売制と、その前段階の通商許可証制度について分析した。アヘンの専売制成功例と絹の失敗例を通じて、帝国の専売制はほぼ輸出品のみを対象とした限定的制度であったことが明らかとなる。18世紀末から1830年代初頭までに通商規制が強化されたが、その大半は敗戦・改革による財政危機への対処として導入された。しかしヨーロッパ諸国は、これら規制強化がカピチュレーション違反であるとして撤廃を求め、1838年英国＝オスマン通商協定を嚆矢とする一連の自由貿易条約の締結につながった。

第6章では、オスマン帝国と英国との通商関係史をレヴァント会社の役割を中心に概観した後、東方問題の一局面としてのエジプトのメフメト・アリー政権問題が、いかに1838年通商条約協定に影響したかを検討した。帝国統治を内から揺るがしたメフメト・アリーの自立的生研は、その財政基盤を専売制においていた。英国はオスマン政府に対して、専売制廃止がメフメト・アリーへの強力な打撃となることを主張、オスマン側は英国の軍事援助を切望して1838年協定を締結した。1838年通商協定の条文毎の分析、他のヨーロッパ諸国との同種条約の締結過程の検討から、それらの意義を明らかにした。さらにオスマン帝国の事例を、清朝中国の事例、すなわち朝貢と互市の秩序から東アジアの不平等条約体制への移行過程と比較する。ヨーロッパ諸国は、

約2世紀にわたるオスマンとのカピチュレーション関係、そしてその再解釈による変容をもって、これらを非ヨーロッパ諸国への進出の道具に仕立てあげた後に東アジア地域に強制し、1842年南京条約から1860年の北京条約までの約20年という短期で不平等条約体制を導入した。

以上、本研究では、オスマン帝国のカピチュレーションの変容を西欧諸国との関係だけでなく従来看過されてきた18世紀のロシアをはじめとする新たな通商条約の役割や、18世紀末から19世紀前半の帝国の通商規制強化との関連もふまえ、一次資料に基づき実証的に明らかにした。さらにオスマン帝国と清朝の対ヨーロッパ関係を比較することにより、その歴史的意義を検討した。東アジア地域にとって「自由貿易条約体制」は、全く新たな「規範」の導入であった。これに対してオスマン帝国にとっては、地中海の自由な通商をスルタンの恩恵として保障していたカピチュレーション制度が、徐々に英国主導の「自由貿易」体制に読み換えられ、近代ヨーロッパ拡大の「道具」に変容したものであった。